

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
第57回家きん疾病小委員会概要

1. 開催日 平成28年12月17日(土)
2. 開催方法 持ち回り開催
3. 委員(50音順、敬称略)  
臨時委員：伊藤 壽啓、筒井 俊之、中島 一敏 眞鍋 昇  
専門委員：西藤 岳彦、白田 一敏、高瀬 公三、矢野 小夜子、  
米田 久美子
4. 議題  
北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

5. 概要

- (1) 16日確認された事例の早期封じ込め及びまん延防止を図ること。
- (2) 11月30日に開催された本小委員会において確認された事項及びこれを踏まえた対応(下記カッコ書き①～⑥)に留意し、防疫対策を徹底すること。

- ① 本病の防疫措置に当たっては、初動対応が何よりも重要であり、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、移動制限、殺処分、埋却、消毒等の徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 感染拡大防止のため、農場周辺の消毒を強化するとともに、疫学的に関連のある農場や汚染物品の特定を早急に進め、伝播リスクに応じた合理的な対策を講じること。
- ③ また、防疫の実施に当たっては、公衆衛生部局との連携を密にすること。あわせて、野鳥への感染状況を踏まえて、環境部局との情報の共有など適切な連携を図ること。
- ④ 本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、そのためには、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。我が国において野鳥で本病が多発し、家きんでも発生が認められる状況及びアジア近隣諸国、世界での野鳥・家きんでの本病の続発状況を踏まえつつ、疫学調査チームや県の行う疫学調査の結果や野鳥由来も含めたウイルスの性状分析の結果を基に、感染経路の究明に努めるとともに、これを防疫措置に反映すること。
- ⑤ また、発生予防のため、平成28年11月30日の総理指示にあるとおり、家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な助言を行うこととし、「新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(2例目)に伴う発生予防対策の徹底について」(平成28年11月30日付け消費・安全局長通知)に基づき、家きん舎の点検等を改めて徹底すること。
- ⑥ 本年9月に発出された「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」において言及されているとおり、国内の家きん飼養農場において、毎日の飼養家きんの健康観察及び記録を行い、異状があった場合の早期の通報を徹底することが、周辺農場へのまん延防止につながる極めて重要な措置であることを改めて周知すること。